

# 盛土規制法に関するよくある質問について

---

令和7年6月

富山県土木部建築住宅課住みよいまちづくり係

# 1 現況の周囲の高さにあわせて実施する盛土・切土について

質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況が田等の土地について、四方の道路（同じ高さ）の高さまでかさ上げをする予定だが、盛土規制法の対象となるか。</li> <li>・ 現況宅地を切土し、四方の道路（同じ高さ）の高さに合わせることにしているが、盛土規制法の対象となるか。</li> </ul>	<p>いずれも対象になりません。 ただし、<u>道路（路面）と敷地の境界に水路・側溝がある場合は、別途ご相談ください。</u></p>

## <解説>

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦になる場合や、平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象外と判断します。

同様に、四方の高さに合わせて切土を行い平坦地を造成する場合も、規制対象外と判断します。

## <補足>

- ・ 「平坦地」には適切な排水勾配（最大  $i = 2\%$  程度）を設けた土地も含まれます。
- ・ 四方が一方に傾いている場合は、以下(1)(2)のいずれの考え方を採用することも可能です。

(1) 一番低い辺を基準とする

(2) 傾いている面を基準とする

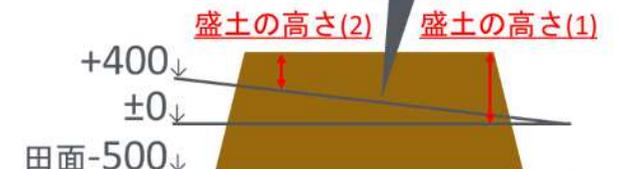
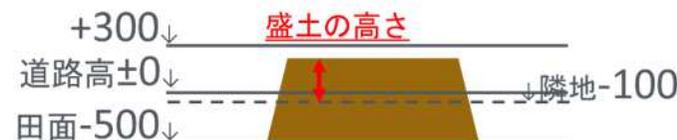
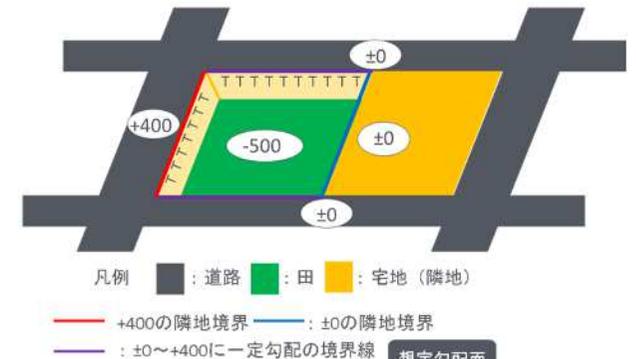
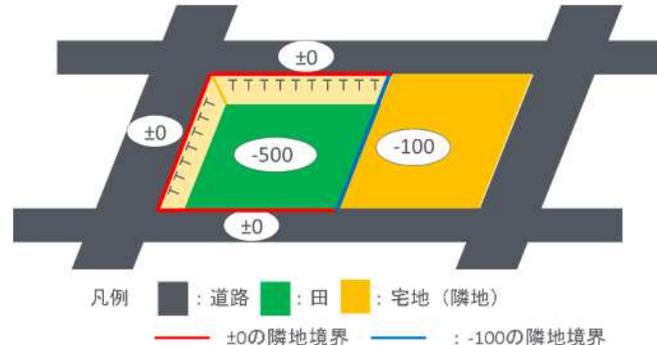
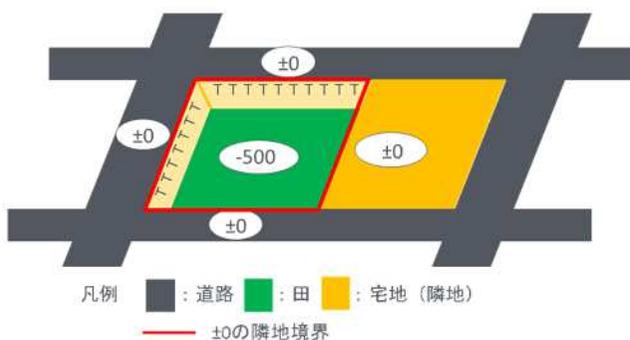
※ただし(2)とした際、県が求める場合には、傾いた面からの盛土高を正確に算出していただく必要があります。

以下の例はすべて、敷地と道路の境に水路が存在しない場合である。

例1) 周囲の高さが同じ場合

例2) 隣地に低い土地がある場合

例3) 土地周囲が一定勾配に傾いている場合



※上図の場合は、盛土高が300以下のため、盛土法の規制対象面積はありません。

盛土の高さ(2)を採用する場合は、(県が求める場合、) 想定勾配面からの盛土高を整理していただく必要があります。

## 2 工事現場等における土石の堆積の運用について

質問	回答
<p>・市町村（中核市を除く）が実施するに河川工事において、以下(1)～(3)の工事を実施する。</p> <p><u>(1)工事の現場（非河川敷、民地）に、工事で使用する再生砕石を堆積するが、盛土法の許可は必要か。</u></p> <p><u>(2)工事の現場に隣接した民地（工事の現場の付近）に工事の発生土砂を堆積する予定であるが、盛土法の許可は必要か。</u></p> <p><u>(3)発生土砂は次回工事で使用することから、<u>工事完了後も堆積を継続する</u>予定であるが、盛土法の許可は必要か。</u></p>	<p>いずれも許可は不要です。但し以下(1)～(3)にご留意ください。</p> <p>(1)工事の現場に堆積する場合は、請負契約書や施工計画書等に工事現場として位置づけられていることを確認してください。</p> <p>(2)工事の現場の付近に堆積する場合は、当該地が工事の主任技術者が本体工事と一体的な安全管理が可能な範囲であることを確認し、現地に管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。</p> <p>(3)堆積は原則として工事期間内としますが、（土砂流用先との調整等で）やむを得ず堆積を継続する場合は、(2)同様、現地に管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。</p>

### <解説>

盛土規制法施行規則第8条第1項第10号ハ「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」の運用についてです。

上記の土石の堆積は、特例的に災害の発生のおそれがないと認められる工事と示されていることから、その運用は客観的に判断できるものとする必要があります。

### <補足>

(1)工事の現場とは、以下の書類で工事現場として位置づけられた土地としています。

- ・（発注者が作成するもの）契約書、指示書、承諾書（受注者が作成するもの）施工計画書、その他協議受発注者間でやりとりする協議関係書類

(2)(3)工事の現場の付近に掲示する看板の様式と記載事項については、右図を標準としてください。

図 現場の付近等に掲示する看板（参考様式）

この文言も必須

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第8条第1項第10号ハに該当する土石の堆積であることの明示

管理体制	管理者名と連絡先、管理体制を記載
堆積期間	始期と終期（予定の場合はその旨も明記）
搬出予定先	搬出先（未定の場合はその旨を明記）

※A4以上の大きさとし、防水措置・飛散防止措置をとること。

### ※記載例

管理体制	管理者：富山県〇〇土木事務所〇〇班 管理者連絡先：07**-**-***** この土石の堆積については、上記管理者が、定期的（概ね1箇月毎）に巡視しています。
堆積期間	令和7年8月31日～令和10年3月31日（予定）
搬出予定先	未定